



国立天文台と三鷹市の相互協力に関する協定書

大学共同利用機関法人自然科学研究機構国立天文台（以下「甲」という。）と三鷹市（以下「乙」という。）は、平成 21 年 2 月 4 日に締結した「国立天文台と三鷹市の相互協力に関する協定」をより発展させ、総合的なひとづくり及びまちづくりの推進に向けて、相互に連携、協力していくため、次のとおり協定を締結する。

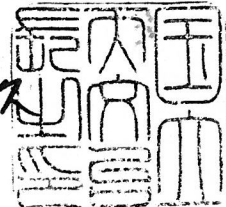
- 1 甲と乙は、以下の事業等について、相互に協力・連携する。
 - (1) 甲が保有する高度な学術的知識・資源の市民への普及・活用に関すること
 - (2) 次代の人財を育むための、宇宙、自然、科学、文化などに関すること
 - (3) 国立天文台周辺地域の魅力あるまちづくりに関すること
 - (4) 甲の敷地の土地利用計画の見直しに関すること
- 2 甲と乙は、協働して取り組む事業等が円滑に進むよう、包括的に相互協力を進めるため、相互協力協議会を設置するものとする。
- 3 甲と乙は、1 に定める事業等に係る個別の課題を解決するため、相互協力協議会の下に分科会を設置することができる。
- 4 本協定の改廃については、甲と乙の間での協議に基づき行うものとする。
- 5 本協定の期間は、令和 3 年 3 月 31 日までとするが、甲、乙いずれかからも相手方に対して、期間満了 3 ヶ月前までに本協定を終了する旨の表明がなされなかったときは、本協定は更に 1 年間同一条件で自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。

令和 2 年 12 月 3 日

甲 東京都三鷹市大沢二丁目 21 番 1 号
大学共同利用機関法人自然科学研究機構
国立天文台 台長

常田 佐久



乙 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
三鷹市
代表者 三鷹市長

河村 泰

